

第 2 種**平成 26 年度 放射線取扱主任者試験****第 2 種 法 令****放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に関する課目**

試験が始まる前に、このページの記載事項をよく読んでください。裏面以降の試験問題は、指示があるまで見てはいけません。

1 試験時間：15:30～16:45（1時間15分）

2 問題数：30題（13ページ）

3 注意事項：

- ① 机の上に出してよいものは、受験票、鉛筆又はシャープペンシル（H B 又は B）、鉛筆削り、消しゴム、時計（計算機能・通信機能・辞書機能等の付いた時計は不可）に限ります。
- ② 計算機（電卓）、定規及び下敷きの使用は認めません。
- ③ 不正行為等を防止するため、携帯電話等の通信機器は、必ず、電源を切ってカバン等の中にしまってください。
- ④ 問題用紙の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁又は解答用紙の汚れなどに気付いた場合は、手を挙げて試験監督員に知らせてください。なお、試験問題の内容に関する質問にはお答えできません。
- ⑤ 試験終了の合図があったら、ただちに筆記用具を置いてください。
なお、試験監督員が解答用紙を集め終わるまで、席を離れてはいけません。
- ⑥ 問題用紙は持ち帰っていただいて結構です。
- ⑦ 不正行為を行った者は、受験を中止させ、退場を命じます。

4 解答用紙（マークシート）の取扱いについて：

- ① 解答用紙を折り曲げたり汚したりしないでください。また、記入欄以外の余白及び裏面には、何も記入しないでください。
- ② 筆記用具は、鉛筆又はシャープペンシル（H B 又は B）を使用してください。また、記入を訂正する場合は、消しゴムできれいに消してください。
- ③ 解答用紙の所定欄に氏名・受験地・受験番号を忘れずに記入してください。特に、受験番号は受験票と照合して間違えないよう記入してください。
- ④ 解答は、1つの問い合わせに対して、1つだけ選択（マーク）してください。2つ以上選択している場合は、採点されません。

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（以下「放射線障害防止法」という。）及び関係法令について解答せよ。

次の各問について、1から5までの5つの選択肢のうち、適切な答えを1つだけ選び、注意事項に従って解答用紙に記入せよ。

問1 定義に関する次の文章の[A]～[C]に該当する語句について、放射線障害防止法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

「第2条 この法律において「放射線」とは、[A]第3条第5号に規定する放射線をいう。

2 この法律において「放射性同位元素」とは、りん32、コバルト60等放射線を放出する同位元素及びその化合物並びにこれらの[B]（機器に装備されているこれらのものを含む。）で政令で定めるものをいう。

3 この法律において「[C]」とは、硫黄計その他の放射性同位元素を装備している機器をいう。」

[A]

[B]

[C]

- | | | |
|-----------|------|-------------|
| 1 原子力基本法 | 含有物 | 表示付認証機器 |
| 2 原子力基本法 | 含有物 | 放射性同位元素装備機器 |
| 3 原子力基本法 | 認証機器 | 放射性同位元素装備機器 |
| 4 原子炉等規制法 | 認証機器 | 表示付認証機器 |
| 5 原子炉等規制法 | 含有物 | 表示付認証機器 |

問2 使用の許可に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。なお、セシウム 137 の下限数量は 10 キロベクレルであり、かつ、その濃度は、原子力規制委員会の定める濃度を超えるものとする。また、密封されたセシウム 137 が製造されたのは、平成 26 年 4 月 1 日とする。

- A 1 個当たりの数量が、11.1 メガベクレルの密封されたセシウム 137 を装備した表示付認証機器のみを認証条件に従って使用しようとする者は、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。
- B 1 個当たりの数量が、11.1 メガベクレルの密封されたセシウム 137 を装備した照射装置のみを使用しようとする者は、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。
- C 1 個当たりの数量が、3.7 メガベクレルの密封されたセシウム 137 を 3 個で 1 組として装備し、通常その 1 組をもって照射する機構を有するレベル計のみ 1 台を使用しようとする者は、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。
- D 1 個当たりの数量が、3.7 メガベクレルの密封されたセシウム 137 を装備した校正用線源のみ 3 個を使用しようとする者は、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。

1 A と B 2 A と C 3 B と C 4 B と D 5 C と D

問3 次のうち、密封された放射性同位元素（表示付認証機器等に装備されているものを除く。）のみを使用しようとする者が、原子力規制委員会への届書に添えなければならない書類として、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 法人にあっては、登記事項証明書
- B 使用の場所及び廃棄の場所の状況、管理区域、標識を付する箇所並びに密封された放射性同位元素の使用をしようとする者にあっては貯蔵施設を示し、かつ、縮尺及び方位を付けた平面図
- C 予定工事期間及びその工事期間中放射線障害の防止に関し講ずる措置を記載した書面
- D 予定使用開始時期及び予定使用期間を記載した書面

1 A と B 2 A と C 3 A と D 4 B と C 5 B と D

問4 放射線測定器の校正検査を使用の目的として、1個当たりの数量が100メガベクレルの密封されたコバルト60を装備した照射装置のみ1台を使用している者が、事業所内において使用の場所を変更して当該装置を使用することとなった。この場合、あらかじめ、原子力規制委員会に対してとるべき手続きに関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものはどれか。なお、コバルト60の下限数量は、100キロベクレルであり、かつ、その濃度は、原子力規制委員会の定める濃度を超えるものとする。

- 1 許可使用に係る変更の許可の申請をしなければならない。
- 2 許可使用に係る軽微な変更の届出をしなければならない。
- 3 許可使用に係る使用の場所の一時的変更の届出をしなければならない。
- 4 届出使用に係る変更の届出をしなければならない。
- 5 届出使用に係る使用の場所の一時的変更の報告をしなければならない。

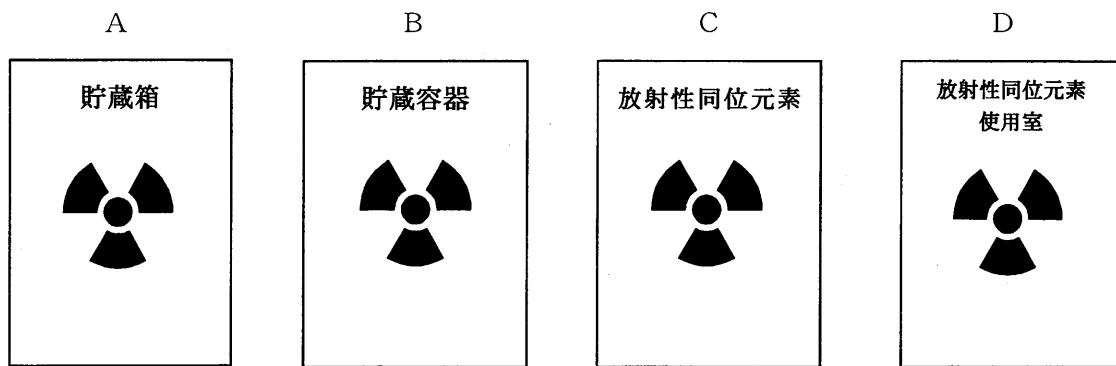
問5 次のうち、表示付認証機器の使用をする者（当該表示付認証機器に係る認証条件に従った使用、保管及び運搬をするものに限る。）が使用の開始の日から30日以内に、原子力規制委員会に届け出なければならない事項として、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - B 当該表示付認証機器の認証番号及び台数
 - C 使用の目的及び方法
 - D 使用の場所
- 1 ABCのみ 2 ABのみ 3 ADのみ 4 CDのみ 5 BCDのみ

問6 次のうち、届出版売業者が、あらかじめ、原子力規制委員会に届け出なければならない変更事項として、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - B 貯蔵施設の位置、構造、設備及び貯藏能力
 - C 放射性同位元素の種類
 - D 販売所の所在地
- 1 ABCのみ 2 ABのみ 3 ADのみ 4 CDのみ 5 BCDのみ

問7 次の標識のうち、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。ただし、この場合、放射能標識は工業標準化法の日本工業規格によるものとし、その大きさは放射線障害防止法上で定めるものとする。



- 1 A C Dのみ 2 A Bのみ 3 B Cのみ 4 Dのみ 5 A B C Dすべて

問8 次のうち、許可使用者が変更の許可を要しない軽微な変更に該当する事項として、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 貯蔵施設の貯蔵能力の減少
B 使用の目的
C 放射性同位元素の数量の減少
D 管理区域の拡大及び当該拡大に伴う管理区域の境界に設けるさくその他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設の位置の変更（工事を伴わないものに限る。）

- 1 A B Cのみ 2 A B Dのみ 3 A C Dのみ 4 B C Dのみ 5 A B C Dすべて

問9 次の放射性同位元素の使用の目的のうち、その旨を原子力規制委員会に届け出ることにより、許可使用者が一時的に使用の場所を変更して使用できる場合として、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A ガスクロマトグラフによる土壤中の有害物質等の質量の調査
B 中性子水分計による空気中の水分の質量の調査
C 展覧、展示又は講習のためにする実演
D 蛍光エックス線分析装置による物質の組成の調査

- 1 AとB 2 AとC 3 BとC 4 BとD 5 CとD

問 10 次のうち、表示付認証機器を販売しようとする者が当該表示付認証機器に添付しなければならない文書に記載する事項として、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 認証機器製造者等の連絡先
- B 認証番号
- C 設計認証に関係する事項を掲載した原子力規制委員会のホームページアドレス
- D 当該機器について法の適用がある旨

1 A B Cのみ 2 A B Dのみ 3 A C Dのみ 4 B C Dのみ 5 A B C Dすべて

問 11 使用の基準に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 使用施設又は管理区域の目につきやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示すること。
- B 管理区域には、人がみだりに立ち入らないような措置を講じ、放射線業務従事者以外の者が立ち入るときは、放射線業務従事者の指示に従わせること。
- C インターロックを設けた室内で放射性同位元素の使用をする場合には、搬入口、非常口等人が通常出入りしない出入口の扉を外部から開閉できないようにするための措置及び室内に閉じ込められた者が速やかに脱出できるようにするための措置を講ずること。
- D 密封された放射性同位元素を移動させて使用をする場合には、使用後直ちに、漏えいがないことを目視により点検し、使用の場所の変更について原子力規制委員会に届け出ること。

1 A B Cのみ 2 A Bのみ 3 A Dのみ 4 C Dのみ 5 B C Dのみ

問 12 保管の基準に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 貯蔵箱には、放射性同位元素の保管中これを保管している旨を表示すること。
- B 貯蔵施設には、その貯藏能力を超えて放射性同位元素を貯蔵しないこと。
- C 放射性同位元素の保管中これをみだりに持ち出さないようにするため、貯蔵室には、放射線取扱主任者免状を有する者以外の者を立ち入らせないこと。
- D 貯蔵箱について、放射性同位元素の保管中これをみだりに持ち運ぶことができないようにするための措置を講ずること。

1 A C Dのみ 2 A Bのみ 3 A Cのみ 4 B Dのみ 5 B C Dのみ

問 13 運搬に関する次の文章の [A] ～ [C] に該当する語句について、放射線障害防止法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

「第 18 条 許可届出使用者、届出版売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者並びにこれらの者から運搬を委託された者（以下「許可届出使用者等」という。）は、放射性同位元素又は放射性汚染物を工場又は [A] において運搬する場合（船舶又は航空機により運搬する場合を [B]。）においては、原子力規制委員会規則（鉄道、軌道、索道、無軌条電車、自動車及び軽車両による運搬については、運搬する [C] についての措置を除き、国土交通省令）で定める技術上の基準に従って放射線障害の防止のために必要な措置を講じなければならない。」

	A	B	C
1 事業所	含む	方法	
2 事業所の外	除く	物	
3 事業所	除く	方法	
4 事業所の外	含む	方法	
5 事業所	除く	物	

問 14 L 型輸送物に係る技術上の基準に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 容易に、かつ、安全に取り扱うことができること。
- B 外接する直方体の各辺が 10 センチメートル以上であること。
- C 表面における 1 センチメートル線量当量率の最大値が 5 マイクロシーベルト毎時を超えないこと。
- D みだりに開封されないように、かつ、開封された場合に開封されたことが明らかになるよう、容易に破れないシールのはり付け等の措置が講じられていること。

1 A と B 2 A と C 3 B と C 4 B と D 5 C と D

問 15 外部被ばくによる線量の測定に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 電子線による線量が最大となるおそれのある部位が手部であったので、当該部位について 3 ミリメートル線量当量を測定した。
- B 中性子線による線量が最大となるおそれのある部位が腹部であったので、女子の線量は、当該部位において 70 マイクロメートル線量当量を測定した。
- C アルファ線による線量が最大となるおそれのある部位が手部であったので、当該部位について 1 センチメートル線量当量を測定した。
- D エックス線による線量が最大となるおそれのある部位が胸部であったので、男子の線量は、当該部位において 1 センチメートル線量当量及び 70 マイクロメートル線量当量を測定した。

1 A C Dのみ 2 A Bのみ 3 B Cのみ 4 Dのみ 5 A B C Dすべて

問 16 場所に係る放射線の量の測定に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 放射線の量の測定は、実効線量率又は実効線量について行った。
- B 下限数量に 1,000 を乗じて得た数量以下の密封された放射性同位元素のみを取り扱うとき、作業を開始した後、放射線の量の測定は 6 月を超えない期間ごとに 1 回行った。
- C 作業を開始した後、貯蔵施設における放射線の量の測定は 1 月を超えない期間ごとに 1 回行った。
- D 作業を開始した後、事業所等の境界における放射線の量の測定は 1 年を超えない期間ごとに 1 回行った。

1 A と B 2 A と C 3 A と D 4 B と C 5 B と D

問 17 次のうち、密封された放射性同位元素のみを使用する許可使用者が、放射線障害予防規程に記載すべき事項として、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A セキュリティに関すること。
- B 使用施設等の変更の手続きに関すること。
- C 放射線取扱主任者の代理者の選任に関すること。
- D 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対する保健上必要な措置に関すること。

1 A B Cのみ 2 A Bのみ 3 A Dのみ 4 C Dのみ 5 B C Dのみ

問 18 初めて管理区域に立ち入る前の放射線業務従事者に対して行う教育及び訓練として、放射線障害防止法上定められている項目と時間数の組合せは、次のうちどれか。ただし、対象者には、教育及び訓練の項目について十分な知識及び技能を有していると認められる者は、含まれていないものとする。

項目	時間数
A 放射線の人体に与える影響	— 30分以上
B 放射線の測定技術	— 90分以上
C 放射線障害予防規程	— 30分以上
D 放射線障害防止法	— 30分以上

1 A C Dのみ 2 A Bのみ 3 A Cのみ 4 B Dのみ 5 B C Dのみ

問 19 放射線業務従事者（一時的に管理区域に立ち入る者を除く。）の健康診断に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 健康診断の方法は、問診及び検査又は検診とする。
- B 健康診断の結果の記録は保存しなければならないが、当該記録を5年以上保存した場合において、これを原子力規制委員会が指定する機関に引き渡すときは、この限りでない。
- C 健康診断を受けた者に対し、医師が必要と認めた場合に限り、健康診断の結果の記録の写しを交付すること。
- D 実効線量限度又は等価線量限度を超えて放射線に被ばくし、又は被ばくしたおそれのあるときは、遅滞なく、その者につき健康診断を行うこと。

1 A B Dのみ 2 A Bのみ 3 A Cのみ 4 C Dのみ 5 B C Dのみ

問 20 放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対する措置に関する次の文章の[A]～

[C]に該当する語句について、放射線障害防止法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

「第 23 条 許可届出使用者、表示付認証機器使用者、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者が法第 24 条の規定により講じなければならない措置は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 放射線業務従事者が放射線障害を受け、又は受けたおそれのある場合には、放射線障害又は放射線障害を受けたおそれの程度に応じ、[A]への立入時間の短縮、[B]の禁止、放射線に被ばくするおそれの少ない業務への配置転換等の措置を講じ、必要な保健指導を行うこと。
- (2) 放射線業務従事者以外の者が放射線障害を受け、又は受けたおそれのある場合には、[C]、医師による診断、必要な保健指導等の適切な措置を講ずること。」

	A	B	C
1 管理区域	立入り		遅滞なく
2 管理区域	立入り		放射線障害を受けたおそれの程度に応じ
3 管理区域	取扱等業務		遅滞なく
4 放射線施設	立入り		放射線障害を受けたおそれの程度に応じ
5 放射線施設	取扱等業務		遅滞なく

問 21 次のうち、届出販売業者が備えるべき帳簿に記載しなければならない事項の細目として、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 保管を委託した放射性同位元素の種類及び数量
B 管理区域の点検の実施年月日、点検の結果及びこれに伴う措置の内容並びに点検を行った者の氏名
C 放射性同位元素の保管の委託の年月日、期間及び委託先の氏名又は名称
D 放射性同位元素等の保管の期間、方法及び場所
- 1 A C Dのみ 2 A Bのみ 3 A Cのみ 4 B Dのみ 5 B C Dのみ

問 22 許可の取消し、使用の廃止等に伴う措置に関する次の記述のうち、廃止措置計画に定めるべき事項として放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 放射性同位元素の輸出、譲渡し、返還又は廃棄の方法
- B 放射線障害を防止するために必要な教育及び訓練に関すること
- C 汚染の広がりの防止その他の放射線障害の防止に関し講ずる措置
- D 計画期間

1 A C Dのみ 2 A Bのみ 3 B Cのみ 4 Dのみ 5 A B C Dすべて

問 23 密封された放射性同位元素（表示付認証機器等に装備されているものを除く。）の譲渡し、譲受け等の制限に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 許可使用者は、その許可証に記載された種類の放射性同位元素を、他の許可使用者に譲り渡すことができる。ただし、譲り渡す放射性同位元素は、譲り受ける許可使用者の許可証に記載された種類であり、かつ許可証に記載された貯蔵施設の貯蔵能力の範囲内であるものとする。
- B 届出使用者は、その届け出た種類の放射性同位元素を、その届け出た貯蔵施設の貯蔵能力の範囲内で譲り受けることができる。
- C 許可を取り消された許可使用者は、その許可を取り消された日に所有していた放射性同位元素を、許可の取消しの日から 10 日後に輸出することができる。
- D 届出販売業者は、その届け出た種類の放射性同位元素を、譲り受けることができる。

1 A B Cのみ 2 A B Dのみ 3 A C Dのみ 4 B C Dのみ 5 A B C Dすべて

問 24 事故届に関する次の文章の [A]～[C] に該当する語句について、放射線障害防止法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

「第 32 条 許可届出使用者等（表示付認証機器使用者及び表示付認証機器使用者から [A] を委託された者を含む。）は、その所持する放射性同位元素について [B] その他の事故が生じたときは、遅滞なく、その旨を [C] に届け出なければならない。」

[A]

[B]

[C]

- | | | |
|------|-------------|--------------------|
| 1 運搬 | 破損、放射線障害の発生 | 医師又は看護師 |
| 2 保管 | 盗取、所在不明 | 国家公安委員会又は都道府県公安委員会 |
| 3 運搬 | 盗取、所在不明 | 警察官又は海上保安官 |
| 4 保管 | 破損、放射線障害の発生 | 警察官又は海上保安官 |
| 5 運搬 | 破損、放射線障害の発生 | 国家公安委員会又は都道府県公安委員会 |

問 25 危険時の措置に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 放射線施設で火災が起こったので、延焼の防止に努めるとともに直ちにその旨を消防署に通報した。
- B 放射線障害を受けたおそれのある者がいたので、速やかに救出し、避難させた。
- C 緊急作業に従事する者の線量をできる限り少なくするため、保護具を用意し、緊急作業に従事する者にこれを用いさせた。
- D 放射線障害を防止するために、放射線施設の内部にいる者に避難するよう警告した。

1 A B Cのみ 2 A B Dのみ 3 A C Dのみ 4 B C Dのみ 5 A B C Dすべて

問 26 次のうち、第2種放射線取扱主任者免状を有する者を放射線取扱主任者として選任することができる事業者として、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 密封されていない放射性同位元素のみを販売する届出販売業者
- B 密封されていない放射性同位元素のみを使用する許可使用者
- C 5テラベクレル未満の密封された放射性同位元素のみを賃貸する届出賃貸業者
- D 5テラベクレル未満の密封された放射性同位元素のみを使用する許可使用者

1 A C Dのみ 2 A Bのみ 3 B Cのみ 4 Dのみ 5 A B C Dすべて

問 27 次のうち、放射線取扱主任者に定期講習を受講させなければならない事業者として、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 許可使用者
- B 表示付認証機器のみを賃貸している届出賃貸業者
- C 1個当たりの数量が10テラベクレル未満の密封された放射性同位元素のみを販売している届出販売業者
- D 届出使用者

1 A B Cのみ 2 A B Dのみ 3 A C Dのみ 4 B C Dのみ 5 A B C Dすべて

問 28 放射線取扱主任者の選任等に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 放射線取扱主任者が転勤により、その職務を行う事ができなくなるため、転勤の日の 10 日前に放射線取扱主任者の選任及び解任を行ったが、原子力規制委員会への放射線取扱主任者選任解任届の提出は転勤の日の 40 日後に行った。
- B 放射性同位元素の使用の許可を受けた日に放射線取扱主任者を選任し、その 10 日後に放射性同位元素を貯蔵施設に運び入れ、同日に使用を開始し、使用を開始した日に原子力規制委員会へ放射線取扱主任者選任届を提出した。
- C 放射線取扱主任者が海外出張により 3 月間その職務を行うことができなくなったため、直ちに、放射線取扱主任者の代理者を選任し、原子力規制委員会へ放射線取扱主任者の代理者選任届を提出した。帰国後、放射線取扱主任者がその職務に復帰したので、代理者を解任したが、原子力規制委員会への放射線取扱主任者の代理者解任届は提出しなかった。
- D 放射線取扱主任者が手術を伴う入院により 20 日間その職務を行うことができなくなったため、放射線取扱主任者の代理者を選任したが、原子力規制委員会への放射線取扱主任者の代理者選任届の提出は行わなかった。

1 A と B 2 A と C 3 B と C 4 B と D 5 C と D

問 29 報告の徴収に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 届出使用者は、放射線業務従事者について実効線量限度若しくは等価線量限度を超える又は超えるおそれのある被ばくがあったときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を 10 日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。
- B 表示付認証機器届出使用者は、放射性同位元素の盗取又は所在不明が生じたときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を 30 日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。
- C 許可使用者は、放射性同位元素の使用における計画外の被ばくがあったときであって、当該被ばくに係る実効線量が放射線業務従事者にあっては 5 ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれのあるときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を 10 日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。
- D 許可取消使用者等は、3 月 31 日に所持している放射性同位元素について、同日の翌日から起算して 6 月以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。

1 A と B 2 A と C 3 B と C 4 B と D 5 C と D

問 30 実効線量限度に関する次の文章の [A]～[D] に該当する数値について、放射線障害防止法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

「第 5 条 規則第 1 条第 10 号に規定する放射線業務従事者の一定期間内における線量限度は、次のとおりとする。

- (1) 平成 13 年 4 月 1 日以後 [A] 年ごとに区分した各期間につき [B] ミリシーベルト
- (2) 4 月 1 日を始期とする 1 年間につき [C] ミリシーベルト
- (3) 女子（妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を許可届出使用者又は許可廃棄業者に書面で申し出した者及び次号に規定する者を除く。）については、前 2 号に規定するほか、4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日及び 1 月 1 日を始期とする各 3 月間につき [D] ミリシーベルト
- (4) 妊娠中である女子については、第 1 号及び第 2 号に規定するほか、本人の申出等により許可届出使用者又は許可廃棄業者が妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき、人体内部に摂取した放射性同位元素からの放射線に被ばくすること（以下「内部被ばく」という。）について 1 ミリシーベルト」

	A	B	C	D
1	3	50	50	5
2	5	50	50	10
3	3	100	10	10
4	3	50	10	5
5	5	100	50	5



